

議案第 6 6 号

利根町地域福祉基金条例の一部を改正する条例

利根町地域福祉基金条例（平成 4 年利根町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「高齢者保健福祉」を「福祉」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条の目的に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

地域福祉基金の効果的運用を図ることを目的に、果实運用型基金から取崩し型基金に改めたいので提案する。